別記第１号様式

入　　札　　公　　告

池田町ふれ愛の家増築整備事業　ふれ愛の家増築整備工事に関する一般競争入札公告

　池田町ふれ愛の家増築整備事業　ふれ愛の家増築整備工事について、一般競争入札を行うので、池田町契約規則（昭和40年池田町規則第６号）第２条の規定により公告する。

令和２年７月15日

社会福祉法人　池田町社会福祉協議会　会長　岡﨑和夫

１　一般競争入札に付する工事

1. 工事番号 社福工第1号

工事名 池田町ふれ愛の家増築整備事業　ふれ愛の家増築整備工事

　 (2) 工事場所 岐阜県揖斐郡池田町下東野大工屋18番１、18番12

　 (3) 工事概要 工種　建築一式工事

　　　建物構造　鉄骨造平屋建　　増築床面積　583.7㎡

　 (4) 工　　期 契約の日から　令和３年３月10日まで

(5) 本工事の入札は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。

２　入札参加資格

　　本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

　(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　池田町入札参加資格者名簿に登載されていること。

　(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申

し立て（同法附則第２条の既定によりなお従前によることとされる更正事件に係るものを含む。）

をした者にあっては、同法第199条第１項若しくは第２項又は第200条第１項の規定による更生

計画認可（同法附則第２条の既定によりなお従前によることとされる更正事件に係るものを含む。）

の決定を受けていること。

　(4)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項及び第２項の規定による民事再生手続開始

の申し立てをした者にあっては、同法第174条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けて

いること。

　(5)　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業許可を受けていること。

　(6)　建設業法に規定する建築工事に係る建設業法に基づく経営審査の本工事の公告日における総合評点が800点以上あること。

(7)　地方公共団体が発注した1,000㎡以上の建築（新築）工事の施工実績があること。

　(8)　本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事に専任で配置

できる者であること。

　　　ア　建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に該当する資格を有する者であること。なお、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものに限る。

　　　イ　平成17年度以降に元請負の監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。（ただし施工引渡しが完了した施設に限る）

　　　ウ　監理技術者にあっては、建築工事業の監理技術者資格者証を有する者であること。

　(9)　池田町から、池田町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から当該工事の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。

　(10)　本工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

　(11)　建設業法に規定する許可業種のうち、建築工事業の許可を受けて３年以上営業をしていること若しくは同等の実績があること。

(12)　西濃圏域に本店を有する者、又は県内に本店を有し西濃圏域に支店を有する者。

(13)　以下に定める届出の義務を履行している建設業者であること。

　　①　健康保険法（大正11年法律第70条）第48条の規定による届出の義務

　　②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

　　③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

３　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

　(1)　交付期間

　　　令和２年７月１５日（水）から令和２年８月１９日（水）までの町の機関の休日を除く毎日午前９時から午後５時まで

　(2)　申込及び交付場所

　　　電子入札システムによる。ただし、図面については容量の都合により、池田町役場1階閲覧室での閲覧及び総務課にて図面データの配布を行います。また、紙入札方式が認められた場合は、入札担当課にて入札説明書等を配布します。

４　入札担当課

　　池田町役場　総務部総務課

　　〒５０３－２４９２　岐阜県揖斐郡池田町六之井１４６８－１

　　　　　　　　　　　　電話番号　０５８５－４５－３１１１（内線２３５）

５　入札参加資格確認の申請

　　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び

入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、参加資格の確認を

受けなければなりません。

(1)　提出期間

　　令和２年７月１６日（木）から令和２年７月２７日（月）までの町の機関の休日を除く毎日午前９時から午後５時まで

(2)　提出場所

　　電子入札システムによる。紙入札方式が認められた場合は、入札担当課に持参すること。

６　入札手続等

　(1)　入札書・工事費内訳書提出受付期間

　　令和２年８月２６日（水）午前９時から令和２年８月２７日（木）午後３時まで

　(2)　入札書・工事費内訳書提出の場所

　　電子入札システムにて行う。紙入札方式が認められた場合は、上記時間内に、入札書・工事費内訳書を封筒に入れ、入札担当課に持参すること。

　(3)　最低制限価格の有無　　有

　(4)　開札の日時

　　令和２年８月２８日（金）午前９時から　電子入札システムにて行う。

　(5)　落札者の決定方法

　　ア　池田町契約規則（昭和40年池田町規則第６号）（以下「規則」という。）第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を原則として落札者とします。

　　　　ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上のうちの最低価格の者を落札者とします。

　　イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定しま

　　　す。

　　　　なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

　(6)　入札保証金及び契約保証金

　　ア　入札保証金　免除

　　　　契約保証金　納付。ただし、契約保証金に代わる担保として国債等（規則第６条）又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

　(7)　入札の無効に関する事項

　　　本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札に

関する条件に違反した入札並びに規則第14条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

　(8)　入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

　　　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担とします。

　(9)　落札の無効に関する事項

　　　落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として１週間以内に契約（仮契約）を締結しないときは、その落札は無効とします。

　(10)　契約手続において使用する言語及び通貨

　　　日本語及び日本国通貨に限ります。

　(11)　入札方法

　　　電子入札システムによる。

７　その他

　(1)　談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

　(2)　談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をし入札を行うものとする。

　(3)　詳細は入札説明書によります。

　(4)　関連情報を入手するための照会窓口は４に同じです。